

横浜市での学校の適正配置について

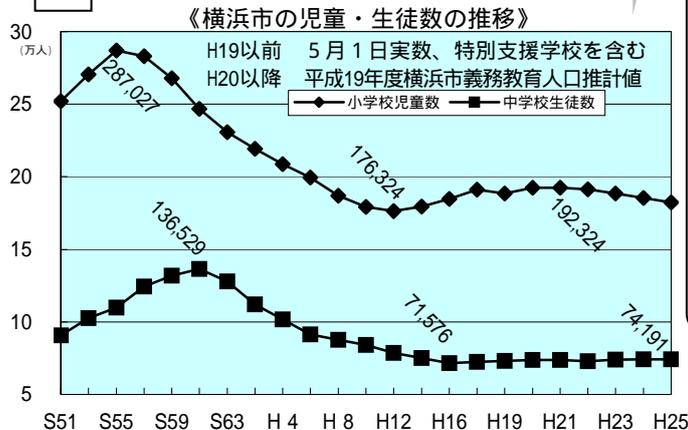
横浜市では平成15年12月に「横浜市立小・中学校の規模及び配置の適正化並びに通学区域制度の見直しに関する基本方針」を策定し、基本方針に基づき学校規模の適正化を進めています。

基本方針について検討することとなった背景、検討経緯

背景

基本方針策定時(平成15年度)の現状と課題

【少子化による
児童生徒数の減少】
横浜市児童数 18万2,285人(H15)
ピーク時(昭和55年)の64%
平成13年から微増
横浜市生徒数 7万3,110人(H15)
ピーク時(昭和61年)の54%
平成18年から微増見込み
一方、横浜市北部地区を中心に(青葉区、都筑区等)では、大規模集合住宅建設や工場・社宅跡地へのマンション建設等により児童生徒が急増



【学校規模】

小規模化
1学年1学級などの場合に、教育効果や学校経営などの面で問題
全学年1学級の学校 小学校15校、中学校1校
(昭和58年は小学校4校 中学校なし)
大規模化
児童生徒数が急増している地域では、教室不足のためプレハブで対応している学校もあり、教育環境の面で問題
地域間の教育環境の不均衡
小規模化した学校と大規模化した学校が混在することにより、居住地域によって教育環境が不均衡

【地域コミュニティとの関係】

自治会・町内会区域と通学区域の不一致

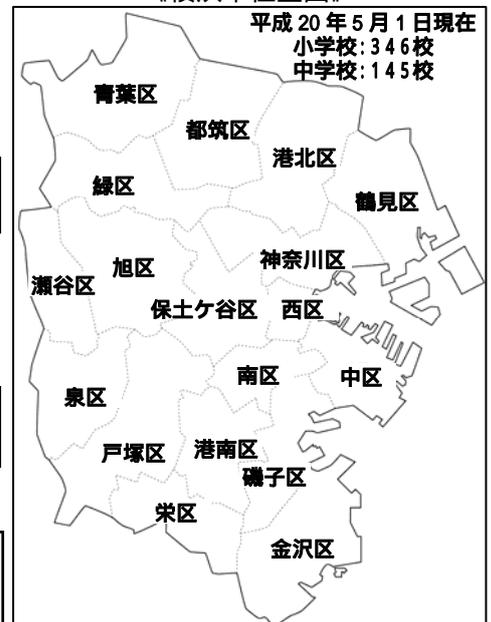
【通学距離、通学時間】

家の近くに学校がありながら、遠い学校が指定されている等

【弾力化の要望】

「指定校以外の学校へ就学したい」との要望が増加
通学区域の弾力化が進んでいるとは言い難い状況
(指定校以外の学校に就学している児童生徒: 3.7%)

《横浜市位置図》



検討経緯

平成14年11月

「横浜市立小・中学校の通学区域のあり方に関する検討委員会」を組織

- ・学識経験者、保護者代表、地域代表、市民代表、学校関係者等で組織し検討
- ・平成14年11月から平成15年3月まで計5回、検討委員会において審議

平成15年3月

「横浜市立小・中学校の通学区域のあり方について(提言)」を受ける

- ・提言を踏まえ教育委員会事務局内で基本方針を検討

平成15年12月

「横浜市立小・中学校の規模及び配置の適正化並びに通学区域制度の見直しに関する基本方針」を策定

基本方針での
適正規模の考え方

教育効果との相関、教員配置など教育指導面の充実や学校の管理運営面、学校施設・設備の効率的な使用などから総合的に判断し、次のとおり適正規模の範囲を定めています。

小規模校

適正規模校

過大規模校

小学校

11 学級以下

12～24 学級（1 学年 2～4 学級）

31 学級以上

中学校

8 学級以下

12～24 学級（1 学年 4～8 学級）

31 学級以上

小規模校の問題点

【小学校】

11 学級以下では、クラス替えができない学年が生じるため、人間関係などに問題が生じた場合、解決が困難になりがちである等

【中学校】

効果的なクラス替えができる各学年 3 学級以上を確保できない等

適正規模校の利点

【小学校】

各学年 2 学級以上あることにより、どの学年もクラス替えができる。
各学年 4 学級以下であることにより、児童一人ひとりの個性の伸長、個に応じた適切な教育を行いやすい等

【中学校】

各学年 4 学級以上あることにより、総合的な学習等における課題別の活動や選択教科の範囲を広げやすい。
各学年 8 学級以下であることにより生徒一人ひとりを実に把握し適切な教育を行いやすい等

過大規模校の問題点

【小学校及び中学校】

31 学級以上の規模では、児童生徒一人ひとりの個性や行動を把握し、児童生徒指導を充実させるには大規模過ぎる等

【過大規模校】 対策

31 学級以上の過大規模の状態が続き、通学区域の変更等によりその解消を図ることが困難な場合は、学校の分離新設を検討
また、上記に準じる 25～30 学級の学校で、教室不足が生じる場合も通学区域の変更、増築・改造等の対策を検討するが、次のような条件に該当する場合、総合的に判断し分離新設も検討
児童生徒一人当たりの校舎面積、運動場面積が著しく狭い場合等

【小規模校】 対策

地域と十分調整を図り、地域住民の理解と協力を得ながら、学校統合、通学区域の変更等を推進

学校規模の適正化方策【基本方針（平成 15 年 12 月策定・平成 18 年 5 月一部改定）より抜粋】

1 小規模校対策

小規模校の問題点を解消し、教育環境を改善するとともに、効果的、効率的な学校経営を行うために、地域と十分調整を図り、地域住民の理解と協力を得ながら、学校統合、通学区域の変更等を行い学校規模の適正化を推進する。

特に、次のような地域等に関しては対象として検討を進める。

- (1) [小学校] 全校の学級数が 11 学級以下の学校が複数近接する地域
- (2) [中学校] 全校の学級数が 8 学級以下の学校が複数近接する地域
- (3) 小規模化の進行が著しく、教育環境確保のため早急な対応が必要な地域

ただし、通学区域内の土地の利用予測などを踏まえ、将来的にも人口急増のおそれのない学校を対象とする。

統合方法

既存の学校施設を活用して統合することとし、統合に伴う新設校の建設は行わない。

統合の進め方

地域住民の理解と協力を得られるよう「小規模校再編委員会」(仮称)を設置し、十分調整する。

配慮事項

- ・「学校規模」、「通学時間・通学距離」、「通学安全」、「地域コミュニティとの関係」を総合的に配慮する。
- ・統合校を魅力ある学校とするように、教育委員会として支援する。

統合によって生み出される旧学校施設の活用

統合によって生み出される土地、建物は、貴重な行政財産として地域住民のニーズにも配慮して幅広い視点から有効活用を検討する。

2 過大規模校対策

児童生徒数の増加により、教室不足が生じる等の場合には、通学区域の変更や増改築などの必要な対策を検討する。

<分離新設を検討する条件は次のとおりとする>

学級数 31 学級以上の過大規模の状態が続き、通学区域の変更等によってもその解消を図ることが困難な場合。

また、大規模校（25～30 学級）で、次のような条件に該当する場合も総合的に検討する。

- (1) 児童生徒一人当たりの校舎面積、運動場面積が、著しく狭い場合（文部科学省が定める小・中学校設置基準に比べて著しく狭い場合又は学校行事での使用等に制約を受ける場合）
- (2) 設置当初から保有教室数が少なく、かつ増築スペースが確保できない場合
- (3) 分離新設による通学区域の変更に伴って、隣接校の大規模校化の解消が図られる場合

基本方針での通学区域制度の考え方

住所によって就学すべき学校を指定する現行の通学区域制度を基本としている。
適正な規模の学校と教育内容を保障し、教育の機会均等、教育水準の維持向上を図ることを目的
「『まち』とともに歩む学校づくり」を推進

【通学区域設定の考え方】

「学校規模」、「通学時間・通学距離」、「通学安全」、「地域コミュニティとの関係」を総合的に考慮して設定

【通学距離の考え方】

徒歩での通学を前提に考慮すると、望ましい通学距離の範囲は
小学校:片道おおむね2 Km以内・中学校:片道おおむね3 Km以内

【通学区域の弾力化の考え方】

保護者や地域の信頼に応える学校づくりを進めるため、特色ある学校づくりを進めるとともに学校選択の機会を拡大していく観点から、通学区域の一層の弾力化を推進

【通学区域等に関する情報提供】

義務教育人口推計表等の積極的な情報提供の推進

【通学区域等に関する相談機能等】

市民サービス向上の視点から、通学区域等に関する区役所での相談機能を充実等、調整が整った段階から順次実施

また、通学区域の課題等を調整するため、保護者、地域代表、学校長等で構成する「通学区域調整等委員会」(仮称)を設置

【実施計画の公表】 【基本方針の見直し】等

【通学距離の適正化方策】

通学安全、地域コミュニティ、学校の受入能力に支障がない限り、自宅から直近の学校が指定校となるように通学区域を変更

通学区域の変更に至らない場合は、当面の対応策として特別調整通学区域を拡大

指定地区外就学許可制度の充実 許可基準の緩和

学校の受入能力に支障がない限り、保護者の希望により、直近の学校に就学できるように、許可基準を緩和
手続の簡素化や制度の周知等

特認校制度の導入

選択機会の拡大の視点から、特認校制度を導入し、国際都市横浜にふさわしい特色ある学校づくりを行う。導入に当たっては地域バランスを考慮

特別調整通学区域...就学先の学校の選択肢が増える制度で、設定区内で指定された正規校と受入校のいずれかを希望により選択できます。通常は、受入校の受入能力に余裕がある場合に設定しています。

基本方針策定後の学校規模の適正化取組状況

小規模校対策 学校再編統合

地域毎に「小規模校再編検討委員会」を設置【委員：自治会関係者、PTA、学校長、青少年指導員、体育指導員等で構成】
検討にあたっては、一方の学校が残り他方の学校が廃止されるということではなく、両校をいったん閉校し、新たな学校を生かせるという考え方で統合を検討しています。

統合年	区	関係校	統合校	設置場所
平成18年4月統合 (16年度に検討着手) 小:9校 4校 5	緑	霧が丘第一小学校	霧が丘小学校	旧霧が丘第二小学校 (増築・内部改修を行い使用)
		霧が丘第二小学校		
		霧が丘第三小学校		
	金沢	並木第二小学校	並木中央小学校	旧並木第二小学校 (耐震補強、内部改修を行い使用)
		並木第三小学校		
	栄	上郷南小学校	庄戸小学校	旧上郷南小学校 (内部改修を行い使用)
		野七里小学校		
	栄	犬山小学校	上郷小学校	旧犬山小学校(大規模改修を行い使用) (18年度1年間は旧犬山小改修工事のため、旧矢沢小に設置)
矢沢小学校				
平成19年4月統合 (17年度に検討着手) 小:5校 2校 3 中:2校 1校 1	旭	若葉台北小学校	若葉台小学校	旧若葉台北小学校 (増築・内部改修を行い使用)
		若葉台東小学校		
		若葉台西小学校		
	旭	若葉台東中学校	若葉台中学校	旧若葉台東中学校 (耐震補強、内部改修を行い使用)
		若葉台西中学校		
	磯子	上中里小学校	さわの里小学校	旧上中里小学校 (耐震補強、内部改修を行い使用)
氷取沢小学校				
平成20年4月統合 (18年度に検討着手) 小:2校 1校 1	港南	野庭小学校	野庭すずかけ 小学校	旧野庭東小学校 (内部改修を行い使用)
		野庭東小学校		

現在、下瀬谷小・日向山小(瀬谷区)の再編統合に向け、検討委員会において検討中

過大規模校対策 学校新設

平成16年度～20年度実績

小学校 2校(緑区・青葉区)

中学校 1校(都筑区)

【今後の予定】

中学校 2校(都筑区・青葉区)

学校規模平準化

平成16年度～20年度実績

過大規模校対策

通学区域変更 4か所(泉区・緑区・都筑区2か所)

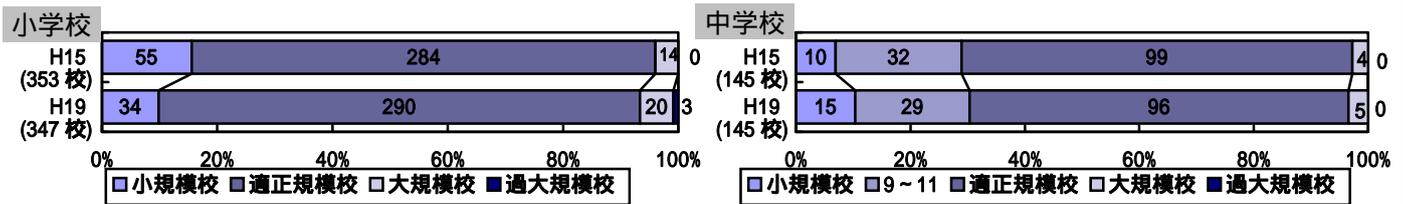
特別調整通学区域設定 2か所(戸塚区・泉区)

小規模校対策

通学区域変更 2か所(泉区・緑区)

【参考】学校規模の推移（平成15年・平成19年の比較）

小学校では、6地区で再編統合が行われていますが、中学校では、通学区の広さなどの理由から1地区に留まっています。



統合を具体的に進めた際の課題や特に留意したこと

特に留意して進めていること

- 再編統合には地域の理解と協力が必要なため、小規模校化が進んでいる地域から、順次現状や今後の見通しを説明し、検討委員会の設置を働きかけています。
- 極端に児童・生徒数の少ない(学年10人未満)小規模校や、地域からの要望がある場合は、小規模校複数近接地域に加え、再編検討の対象に含めることで、地元調整を進めています。

再編統合を進める際の課題

- 基本方針に基づき再編統合を進める際、以下の場合などで課題が発生しています。
 - 地域の理解と協力を得るために時間を要する場合
 - 小規模校が複数近接していない学校(単独小規模校)の場合
 - 統合後に通学距離が極端に長くなってしまふ、通学安全が図れない等の場合 等
- 地域の理解と協力が必要としているため、再編統合に時間を要します。

統合したことによる具体的な教育効果と課題

- 学校再編統合をきっかけに、新しい学校創りの良いきっかけとなっています。
- 学級数が増えたことにより、児童の人間関係が固定化されず人間関係上のトラブルにも対応しやすい。また、教職員も増えたことにより、チームとしての対応が取りやすくなった。
- 学校統合により、規模の適正化のみにとどまらず、学校集団行事の教育効果が向上する、小中学校の連携についてのプロジェクトが立ち上がる、などの効果が現れています。
- 統合事業についての検証として、地域の受け止め方や教育効果などについて、学校現場の声はもとより地域の声もいただいています。否定的なものはほとんどありません。

統合したことによる教育効果

- 児童数・学級数が増えたことにより、これまでより活気ある学校となっている。
- 学級編成が可能になって、子どもたちの人間関係が豊かになり、コミュニケーション能力が育成された。
- 運動会・音楽会など、「競う」「役割分担しながら共同作業を行う」などを目的とする学校の集団行事の教育効果が向上した。
- 学年2クラス以上となり学年内での教員同士の教育についての相談が可能となった。
- 統合をきっかけとした小中連携プロジェクトなどの設置がなされた。

統合したことによる課題

- 通学区の拡張に伴う、通学時間延長や通学安全確保策の検討が必要となった。
- 多くの児童・生徒については、とまどいは見受けられるものの統合後もスムーズに学校生活をおくっているが、統合前の地域性や学校文化を意識する場面では、個別にフォローが必要となっている。

統合による財政面の影響

1 学校数の減により学校管理の固定費が軽減され、学校管理費用の軽減となっています。

平成18年度 対象校 小9校 4校
 平成19年度 対象校 小5校 2校、中2校 1校
 平成20年度 対象校 小2校 1校

平成18年～20年度 計 全体:13.5億、うち市費:4.5億円の縮減効果(試算ベース)

2 統合によって生じる施設の転用等有効活用が期待できます。

廃校施設の活用・処分に伴う国庫補助金返還や学校予定地の活用処分、学校施設長寿命化等の課題に対応する新たな基金である、「学校施設整備基金」を平成20年度に設置しました。

統合後の校舎の後利用

学校用途廃止施設の活用についての基本的な考え方の整理や調整は、横浜市行政運営調整局が中心となり進めています。教育委員会としては、事業化するまでの当面の維持・管理を行っています。

後施設の現状

年度	区・地区	後施設	19年度	20年度	21年度以降
18年度 統合校	金沢区 並木地区	並木第三小	地元暫定利用(コミュニティハウス、地域防災拠点)、神奈川県立金沢養護学校(一時貸し付)	地元暫定利用(コミュニティハウス、地域防災拠点)	後活用意見(アイデア)の一般公募を実施中
	緑区 霧が丘地区	霧が丘第一小	閉鎖	私立学校用途で公募中	
		霧が丘第三小	地元暫定利用(市民図書室・校庭・体育館)、後活用工事実施	コミュニティハウス、地域ケアプラザ、(平成20年4月開設) インド系インターナショナルスクール(開所時期未定)	
	栄区	野七里小	地元暫定利用(校庭・体育館、地域防災拠点)		内部検討中
19年度 統合校	旭区 若葉台地区	矢沢小	地元暫定利用(コミュニティハウス、地域防災拠点)		内部検討中
		若葉台東小	地元暫定利用(校庭・体育館、地域防災拠点)		横浜市立新治特別支援学校の移転再整備
		若葉台西小	地元暫定利用(校庭・体育館、地域防災拠点)		民間事業者の提案事業による活用
	若葉台西中	地元暫定利用(校庭・体育館、地域防災拠点)	<暫定利用> 横浜港開港150周年イベント会場 <本格利用> 市民活動拠点として活用検討		
磯子区 氷取沢地区	氷取沢小	地元暫定利用(校庭・体育館、地域防災拠点)		特別養護老人ホーム、地域ケアプラザ、公園	
20年度 統合校	港南区 野庭地区	野庭小学校		地元暫定利用(校庭・体育館、地域防災拠点)	内部検討中

後施設の利活用が決定するまで学校開放事業等の暫定利用の経費が発生(光熱水費)しています。

(1校あたり200万円弱)

また、後施設の利活用が決定し、既存校舎が必要でない場合は、解体経費が発生します。

(1校あたり約1.5億円)

地域防災拠点 ...身近な市立の小・中学校を震災時避難場所に指定し、地域防災拠点として防災備蓄庫の設置、防災資機材・食料等の備蓄や、被害情報等の情報伝達手段として、各拠点に専用の携帯電話を配備している場所

コミュニティハウス...小・中学校等を利用したもので、地域のグループ活動などに利用できる研修室や和室、図書コーナーなどが整備された施設

地域ケアプラザ ...地域で安心して生活できるよう、地域の福祉・保健活動を振興するとともに、福祉・保健サービスを身近な場所で総合的に提供する施設